

会計年度任用職員（非常勤職員）の登録について

（1）登録について

この制度は、会計年度任用職員を任用するにあたり、あらかじめ希望者を登録するためのものです。

登録後、人員が必要となった場合、担当課から直接ご連絡させていただきます。その後、選考（面接等）を行い、採否を決定します。

ただし、採用数が限られていますので、希望された登録期間内に任用されないことも十分ありますのであらかじめご了承ください。

（2）登録方法

「会計年度任用職員任用登録申込書」を、下記窓口のいずれかに本人が直接提出してください。なお、資格職（保育士、看護師等）を希望する場合は、「資格等を証明する書類の写し」を添付してください。

- ・笠懸庁舎 総務課
- ・大間々庁舎 大間々市民生活課
- ・教育庁舎 教育総務課
- ・東支所 東市民生活課

（3）勤務形態について

勤務日及び勤務時間等は、人員が必要となった担当課ごとに異なります。詳しくは、担当課から連絡があった際に、直接ご確認ください。

（4）登録の期間

登録の期間は、1年です。登録期間が終了後、継続して登録を希望する場合は、再度登録申請を行ってください。

（5）登録の取り消し

登録を取り消す場合は、総務課職員係にご連絡ください。

（6）任用について

任用が決定した場合は、担当課から「任用通知書」が送付されます。その後、任用手続をしていただきますので、担当課の指示に従ってください。

（7）任用期間

会計年度任用職員の任用期間は、最長で1年（年度末まで）となります。ただし、業務状況及び勤務態度等により再度の任用を行う場合があります。

（8）その他

登録についてご不明な点等ございましたら、総務課職員係（TEL 0277-76-0961）までお問い合わせください。